

## ● 規程改正の概要

要 旨	当機構における勤務実態等に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中央病院及び北病院におけるコメディカル職員の勤務実態を踏まえて、中央病院職員のみ限定している手当支給を見直す必要がある。</li> <li>○ 60歳を超える職員を本部事務局長として設置するために、所要の改正を行う必要がある。</li> </ul> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 「病院業務従事手当」の対象に北病院の職員を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コメディカル職員のうち給料の調整額が支給されていない職員（薬剤師、管理栄養士 計6人）に支給</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">【参考】影響額（年額） 324千円</p> <p>(2) 山梨県又は当機構を退職し本部事務局長（再任用職員）となる職員に適用する規定を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の給与額（331,000円）を適用するための規定を整備</li> <li>・地域手当及び管理職手当を支給しないための規定を整備</li> <li>・期末・勤勉手当について、役員の賞与の支給率を適用するための規定を整備</li> </ul> <p>(3) その他、所要の規定の整備を行う。</p>
施行期日	令和4年4月1日から施行する。

# 職員給与規程 新旧対照表 (令和4年4月1日施行)

新	旧
<p>(再任用職員の給与月額)</p> <p>第23条 地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額はその者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に前条に掲げる額)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、山梨県又は法人を退職し、引き続き本部事務局長となった職員の給料月額は、<u>331,000円</u>とする。</p>	<p>(再任用職員の給与月額)</p> <p>第23条 地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に前条に掲げる額)とする。</p>
<p>(昇給)</p> <p>第31条 職員の昇給は、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 昇給の号給数は、昇給区分に応じて下表に定める昇給号給数表に定める号給数とする。ただし、同表に定める昇給区分に応じた昇給の号給数によることが著しく困難であると認める場合には、理事長は、別段の取扱いをすることができる。</p>	<p>(昇給)</p> <p>第31条 職員の昇給は、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 昇給の号給数は、昇給区分に応じて下表に定める昇給号給数表に定める号給数とする。ただし、同表に定める昇給区分に応じた昇給の号給数によることが著しく困難であると認める場合には、理事長は、別段の取扱いをすることができる。</p>

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4 (略)	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考 この表に定める下段の号給数は 55 歳（医療職給料表

(一) の適用を受ける職員にあっては 57 歳) に達した日以後の最初の 3 月 31 日後に在職する職員に、上段の号給数は、それ以外の職員に適用する。

10～15 略

(管理職手当)

第38条 略

2～5 略

6 第4項の規定にかかわらず、第23条第2項に定める職員に

は、管理職手当は支給しない。

(地域手当)

第40条 略

2～3 略

4 第2項の規定にかかわらず、第23条第2項に定める職員に

は、地域手当は支給しない。

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4 (略)	2	0
	4以上	3	2	1	0

備考 この表に定める下段の号給数は 55 歳（医療職給料表

(一) の適用を受ける職員にあっては 57 歳) に達した日以後の最初の 3 月 31 日後に在職する職員に、上段の号給数は、それ以外の職員に適用する。

10～15 略

(管理職手当)

第38条 略

2～5 略

(地域手当)

第40条 略

2～3 略

(病院業務従事手当)

第50条 病院業務従事手当は、中央病院又は北病院に勤務し、病院業務で現業を行う職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき4,500円とする。

(期末手当)

第57条 略

2～7 略

8 第3項及び第60条第2項第2号の規定にかかわらず、第23条

第2項に定める職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額は、地

方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程第5条第2項の規

定によるものとする。

(病院業務従事手当)

第50条 病院業務従事手当は、中央病院に勤務し、病院業務で現業を行う職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき4,500円とする。

(期末手当)

第57条 略

2～7 略